

SUZUKA

広報すずか

令和4年(2022年)

3/20

No.1600



お知らせ

令和3年度子育て世帯への 臨時特別給付金

子ども政策課 ☎382-7661 📠382-9054

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、平成15年4月2日から令和4年3月31日までに生まれた児童を養育する方に対して、児童一人あたり10万円を支給しています。

このたび支給対象が拡大され、下記①～③に該当する方も申請できることになりましたので、該当する方はご申請ください。

対象

- ①令和3年8月31日より後の離婚などで、令和4年2月28日時点で児童(中学生以下)を養育しているものの、給付を受けていない方
- ②令和3年9月30日より後の離婚などで、令和4年2月28日時点で児童(高校生年代)を養育しているものの、給付を受けていない方
- ③DV特例、養子縁組、海外からの帰国により、養育者が代わっている場合などで、給

付を受けていない方

※申請書は、市ホームページから入手できます。郵送での入手を希望される方は、子ども政策課へお問い合わせください。

※審査の結果、給付を受けられない場合があります。

申込み 4月28日(木)まで(必着)に、申請書を直接または郵送で子ども政策課(〒513-8701 住所不要)へ

引っ越しをされた方は 忘れずに住民票を 異動させましょう

戸籍住民課 ☎382-9132 📠382-7608

4月は、進学や就職・転勤など多くの新生活が始まる時季です。住所の異動のある方は、住民票の異動の届出をする必要があります。行政サービスにつながる大切な手続きですので、必ず行ってください。

○市内での引っ越しの場合
戸籍住民課または地区市民センターへ『転居届』をご提出ください。

○市外への引っ越しの場合
引っ越し前の市区町村で『転出届』の後、引っ越し後の市区町村で『転入届』

をご提出ください。

※選挙の投票地については、住民票が異動してから3カ月経過していれば引っ越し後の住所地で、3カ月経過する前に選挙があった場合は、引っ越し前の住所地で投票できます。

世界自閉症啓発デー & 発達障害啓発週間

障がい福祉課 ☎382-7626 📠382-7607

4月2日は国連が制定した「世界自閉症啓発デー」です。この日に合わせて、国内では4月2日から8日までを「発達障害啓発週間」とし、自閉症をはじめとする発達障がいへの理解促進のため、啓発活動が行われます。

発達障がいについて理解することは、障がいのある人もない人も誰もが等しく尊重され、支え合いながら暮らすことができる共生社会の実現につながります。この機会に、発達障がいについて一緒に考えましょう。

※詳しくは、世界自閉症啓発デー・日本実行委員会公式サイト(<http://www.worldautismawarenessday.jp>)をご覧ください。



お知らせ

裁判所職員採用試験

市民対話課 ☎ 382-9004 ☎ 382-7660

対象試験 総合職試験(院卒者区分)、総合職試験(大卒程度区分)、一般職試験(大卒程度区分)

※受験資格など詳しくは、裁判所ホームページ(☎<http://www.courts.go.jp/saiyo/index2.html>)、または津地方・家庭裁判所事務局総務課人事第一係(☎059-226-4876(ダイヤルイン))へお問い合わせください。

申込み

○インターネット:4月1日(金)15時

~11日(月)(当日受信有効)
○郵送:4月1日(金)~4日(月)
(当日消印有効)

◆第一次試験日

と き 5月7日(土)

18歳から裁判員に

選挙管理委員会事務局

☎ 382-9001 ☎ 384-3302

成人年齢引き下げにより、令和5年から18歳・19歳の方も裁判員に選ばれる可能性があります。11月ごろに裁判員候補者名簿に記載されたことをお知らせする通知が送付されます。詳しくは裁判員制度ホームページ(☎<https://www.saibanin.courts.go.jp/>)をご覧ください。

www.saibanin.courts.go.jp/)をご覧ください。

※10月に調停制度発足100周年を迎えます。調停について詳しくは裁判所ホームページ(☎<http://www.courts.go.jp/>)をご覧ください。

問合せ 津地方裁判所事務局
総務課(☎059-226-4172)

農業者年金制度の一部改正

農業委員会事務局

☎ 382-9018 ☎ 382-7610

農業者年金制度の一部が改正されました。詳しくは、農業委員会事務局またはJA鈴鹿の各窓口へお問い合わせください。

高額介護合算療養費の支給対象予定者へ通知を発送します

保険年金課 ☎ 382-7605 ☎ 382-9455(国民健康保険) 福祉医療課 ☎ 382-7627 ☎ 382-9455(後期高齢者医療保険)
鈴鹿亀山地区広域連合 ☎ 369-3201 ☎ 369-3202(介護保険)

令和2年8月から令和3年7月までの間に、医療保険と介護保険の自己負担額の合計が限度額(下表)を超える可能性がある方に、高額介護合算療養費の手続きに関する通知を発送します。通知が届いた方は、同封の申請書の提出をお願いします。ただし、対象の期間に市外の医療保険や介護保険に加入していたことがある方や、医療保険の変更があった方には通知されない場合があります。該当する方は、手続方法などについて、

令和3年7月末日時点で加入していた医療保険者へお問い合わせください。

※医療保険・介護保険の自己負担額とは、保険適用内のものに限りです。

※高額療養費・高額介護サービス費などが支給される場合は、自己負担額からその支給額が控除されます。

※自己負担限度額を超える額が500円以下の場合、支給対象になりません。

◆後期高齢者医療保険+介護保険または、国民健康保険+介護保険(70歳~74歳の方がいる世帯)

所得区分	現役並み所得者			一般	住民税非課税世帯	
	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ		低所得者Ⅱ	低所得者Ⅰ
所得要件 課税所得	690万円以上	380万円以上 690万円未満	145万円以上 380万円未満	145万円未満	住民税 非課税世帯	住民税 非課税世帯 (所得が一定以下)
自己負担限度額 (年額)	212万円	141万円	67万円	56万円	31万円	19万円※1

◆国民健康保険+介護保険(70歳未満の方がいる世帯)

所得区分	上位所得者		一般		低所得者
	ア	イ	ウ	エ	
所得要件 旧ただし書き所得※2	901万円超	600万円超 901万円以下	210万円超 600万円以下	210万円以下	住民税非課税世帯
自己負担限度額(年額)	212万円	141万円	67万円	60万円	34万円

※1 複数の方が介護サービスを利用する場合は、介護支給分については合算算定基準額31万円が適用されます。

※2 旧ただし書き所得=総所得金額等から基礎控除額(33万円)を差し引いた額です。

変更内容

- 令和4年1月1日から、35歳未満で特例保険料(国庫補助)対象者に該当しない若い農業者が加入しやすいように、35歳までまたは特例保険料対象者になるまで、保険料が下限1万円に引き下げられました。
 - 令和4年4月1日から、65歳以上75歳未満の方は、年金の受給開始時期を選択できます。
 - 令和4年5月1日から、国民年金の任意加入者(※)で60歳以上65歳未満の農業者も農業者年金に加入することができます。
- ※国民年金の任意加入者とは、国民年金の保険料納付済期間が480月(40年)に満たない60歳以上65歳未満の方で、年金額の充実を目的として国民年金に任意で加入している方のことです。

納税の休日・夜間窓口

納税課 ☎382-9008 📠382-7660

◆休日窓口

と き 3月27日(日)8時30分～17時15分

◆夜間窓口

と き 3月29日(火)・30日(水)
17時15分～20時

ところ 納税課

内 容 市税の納付、納税相談、口座振替の手続きなど

※北通用口は利用できません。
南玄関からお越しください。

令和4年度土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

資産税課 ☎382-9007 📠382-7604

令和4年度の自分の土地・家屋の価格を他の土地・家屋の価格と比較できる土地・家屋価格等縦覧帳簿を縦覧できます。

対 象 市内の土地または家屋の固定資産税の納税者

と き 4月1日(金)～5月2日(月)
(土・日曜日、祝日を除く8時30分～17時15分)

ところ 資産税課

手数料 無料

持ち物 窓口に来られる方の本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)

※代理人(同一世帯の親族以外の方)が請求する場合は、委任状が必要です。

※法人名義の資産の場合、申請書に法人の代表者印の押印または法人の代表者印が押印された委任状が必要です。

※新型コロナウイルス感染予防のため、混雑時はお待ちいただく場合があります。

令和4年度格付・入札参加資格確認用技術者調書受付

契約検査課 ☎382-9039 📠382-9050

市が発注する土木・建築・舗装工事の入札に係る格付を希望する業者は、「格付・入札参加資格確認用技術者調書」に必要書類を添えて、契約検査課へ提出してください。提出がない場合は、格付できませんのでご注意ください。

受付期間 4月4日(月)～15日(金)

※詳しくは市ホームページ(行政ガイド→入札・契約情報→工事に関するお知らせ)をご覧ください。

ふれあい農園の利用者募集

農林水産課 ☎382-9017 📠382-7610

ガーデニング感覚で四季の花や野菜を育て、土に親しむことができる「ふれあい農園」の利用者を募集しています。利用希望者は開園者へお問い合わせください。

農園名	ところ	面積	区画数	1区画利用料(年)	開園者(連絡先)
こつご(河次)ふれあい農園	汲川原町字河次1044	50㎡から	1	2,000円から ※苗無料提供あり	松井昌彦 (☎379-2082)
ニコちゃん農園4	中江島町326	15㎡から	2	2,000円から	山形 納 (☎387-0166)
塩屋ふれあい農園	稲生塩屋1-1326ほか	30㎡	1	3,000円から ※駐車場・井戸用水あり	伊達健次 (☎386-3809)
		40㎡	3	4,000円から ※駐車場・井戸用水あり	
新栄農園	稲生4-4889-1ほか	36㎡から	5	3,000円から ※水道あり	小園きせ子 (☎090-9945-1868)
鈴木農園	竹野2-723	30㎡	11	4,500円から ※レンタル耕運機・レンタル 耕具・駐車場あり	鈴木泰則 (☎384-1406)

市フルタイム会計年度任用職員募集(令和4年6月1日採用)

人事課 ☎382-9037 📠382-2219

◆職種一覧

職種 採用予定人数	主な業務内容	受験資格
事務 (障がい者対象) 2人程度	窓口や出先機関などでの 一般事務業務	・障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳など、または精神障害者保健福祉手帳)の交付を受けている方 ・パソコン操作(入力・検索など)ができる方
土木 2人程度	土木に関する技術的業務	学校教育法に定める大学院、大学、短期大学、修業年限が2年以上の専修学校専門課程、高等専門学校、高等学校、特別支援学校高等部等高等学校に準ずる学校で、土木に関する専門課程・科目を修めて卒業または修了した方
心理士 1人程度	子どもの発達検査、保護者相談、 子どものカウンセリング などの業務	・臨床心理士、臨床発達心理士、または公認心理師のいずれかの資格を有し、発達検査(新版K式、WISCなど)が可能で、発達検査の実務経験を1年以上有する方 ・普通自動車運転免許を取得済みの方
母子・父子自立 支援員 1人程度	ひとり親家庭や寡婦の生活の 安定や自立に向けた相談 などの業務	・パソコン操作(入力・検索など)ができる方 ・普通自動車運転免許を取得済みの方
面接相談員 1人程度	生活保護申請相談に対する 適正な助言・指導業務	・社会福祉士資格を取得済みの方で福祉関係の職場で1年以上の実務経験を有する方 ・パソコン操作(入力・検索など)ができる方
保健師 1人程度	保健に関する相談・指導 などの業務	・保健師免許を取得済みの方 ・パソコン操作(入力・検索など)ができる方 ・普通自動車運転免許を取得済みの方
調理員 3人程度	学校、給食センターまたは 保育所での給食調理業務	調理師免許もしくは栄養士免許を取得済みの方、または調理現場で勤務経験を有する方(申込時に勤務経歴書(指定様式)を要提出)

※受験資格にある資格や免許など(障害者手帳を除く)は、5月31日(火)までに、取得、卒業、または修了見込みの方を含みます。

※受験資格や勤務条件など詳しくは、募集要項をご覧ください。

申込み 4月6日(水)まで(土・日曜日、祝日を除く
8時30分～17時15分)に、「フルタイム会計
年度任用職員採用試験申込書」を人事課へ
※郵送の場合は、4月6日(水)17時15分必着です。
※募集要項や申込書は、市ホームページ(人事・職員
採用)で入手できます。

◆第一次試験

とき 4月17日(日)9時から
ところ 市役所本館12階 会議室
内容 適性検査、事務能力基礎試験
(教養試験)

※第二次試験として面接試験などを行います。

結婚 お母様・お父様からのご相談もお気軽にどうぞ!

結婚相談・結婚情報の信頼の証

●親身になってお世話させていただきます。
●幅広い年齢層の会員 ●安心で良質な出会い
●仲人の士大細やかなサポート
●成功報酬型の統一された料金体系
●この道34年の実績

マル適マーク
結婚相手紹介サービス 認定事業者
CMS
Certified Matchmaking Service
認定番号 第0813010(5)-35号

創業50年の実績 全国仲人連合会
鈴鹿良縁センター
ご来所をご希望の方はご予約をお願い致します。 三重県鈴鹿市北江島町 51-10
☎059-388-1636 FAX 059-388-1071
受付時間 10:00～18:00 鈴鹿良縁センター

下肢静脈瘤 グルー・レーザー・高周波 日帰り治療

すずきメディカルクリニック
血管外科 内科

症状 ▶血管の膨らみ
▶足のだるさ・むくみ・こむら返り
▶皮膚の色素沈着・硬化・かゆみ

下肢静脈瘤は、進行性の血管疾患です。
当院 血管外科にてご相談下さい。

☎0120-061-006 ☎059-367-0100
〒513-0835 三重県鈴鹿市平野町7743-1 <https://smc-mie.com>

※「広報すずか」の発行経費の一部に充てるため、有料広告を掲載しています。内容に関する責任は広告主に帰属します。

4月1日から組織を一部変更します

人事課 ☎382-9037 📠382-2219

◆文化スポーツ部

「三重とこわか国体」および「三重とこわか大会」の中止が決定したこと、また延期申請が見送られたことにより、国体推進局を廃止します。

◆環境部

一般廃棄物処理施設を一元管理するため、環境施設課を設置するほか、次のとおり組織を変更します。

変更前		変更後
廃棄物対策課 管理グループ／企画推進グループ／廃棄物対策グループ	⇒	廃棄物対策課 管理企画グループ／廃棄物対策グループ
開発整備課 管理計画グループ／建設グループ／業務指導グループ	⇒	開発整備課 管理計画グループ／建設グループ
清掃センター	⇒	環境施設課 管理グループ／施設グループ

◆都市整備部

建築指導課の業務の見直しを行い、次のとおり組織を変更します。

変更前		変更後
建築指導課 建築審査グループ／建築防災グループ／建築環境グループ	⇒	建築指導課 建築審査グループ／建築防災グループ

◆上下水道局

一層の経営健全化に向け組織体制の強化を図るため、次のとおり組織を変更します。

変更前		変更後
上下水道総務課 総務グループ／契約調達グループ	⇒	経営企画課 総務グループ／経営グループ
営業課 普及推進グループ／料金グループ／給排水グループ	⇒	営業課 料金グループ／給水グループ／排水設備グループ

◆教育委員会事務局

学校給食費の公会計化に向け推進体制の強化を図るため、次のとおり組織を変更します。

変更前		変更後
教育総務課 総務グループ／給食グループ	⇒	教育総務課 総務グループ／給食グループ／給食経理グループ

一年中春の陽気を感じられる無垢床暖房の住まい。

便利で快適
来店予約サービス♪



来店予約でご希望の日時に快適なご見学を♪新規ご予約の方に特典あり♪
詳細はQRコードから！

ユニバーサルホーム 津店
059-223-7001

津市垂水261-1 中日新聞津ハウジングセンター内
営/9:30-17:30 休/毎週火曜日・水曜日

技能実習生紹介

三重ものづくり協同組合

技能実習制度とは法務省入国管理局が実施している制度で、発展途上国の経済発展・産業振興の担い手となる人材育成を行うために、諸外国の青壮年労働者を日本の企業が受け入れ、産業上の技能修得を目的としたもので、我が国の国際協力・国際貢献の重要な一翼を担っています。

〒514-0831 三重県津市本町34番6号
お問い合わせ先 電話 059-213-5701 FAX 059-374-3718
担当：龍村 j-tatsumura@isenp.jp

有料広告

※有料広告掲載に関するお問い合わせは、情報政策課(☎382-9036)へ



お知らせ

令和5年 鈴鹿市二十歳のつどい 開催のお知らせ

文化振興課 ☎382-7619 ☎382-9071

民法改正により、令和4年4月1日(金)から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられますが、市では令和4年度以降の成人式について、これまでどおり20歳を対象とし、「二十歳のつどい」として開催します。

今年と異なり、連休の中日での開催に変更するとともに、会場も変更になりますので、ご注意ください。

対象 平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれの方
とき 令和5年1月8日(日) 14時～15時(開場13時)
ところ AGF鈴鹿体育館

ワクチン接種券が届いた方 早めの接種がお勧め

新型コロナウイルスワクチン接種推進課
☎382-9291 ☎384-5670

現在、週1万回のペースで接種を進めていますが、2回目の接種から6カ月を経過する方が大幅に減少する5月上旬以降は、接種体制も大幅に縮小します。

体制の縮小後は、限られた日程の集団接種のみとなります。現在、日程や会場が選べたり、すぐに予約ができたりしますので、早めの接種をお勧めします。

耐震に関する住宅工事 補助申請窓口変更

防災危機管理課
☎382-9968 ☎382-7603

4月1日(金)から、次の制度の申請窓口を変更しますので、

ご注意ください。

対象制度

- ・木造住宅耐震診断事業補助制度(耐震診断)
- ・木造住宅耐震補強計画事業補助制度(補強計画)
- ・木造住宅耐震補強工事等事業補助制度(補強・除却)
- ・民間建築物耐震診断事業補助制度

※災害時要援護者宅家具固定事業に関する相談や申請については、引き続き防災危機管理課へお問い合わせください。

新たな申請窓口

建築指導課(市役所本館9階 ☎382-9048 ☎384-3938)

北部認知症 初期集中支援チームの変更

長寿社会課 ☎382-9886 ☎382-7607

4月から北部エリアを担当する相談先を変更します。

○北部認知症初期集中支援チーム

ところ 上箕田町字近田 2639-2(くすのき園内)

問合せ ☎389-5300

(土・日曜日、祝日、年末年始を除く8時30分～17時15分)

鈴鹿医療科学大学 白子キャンパス 桜並木一般開放中止

市街地整備課 ☎382-9025 ☎382-7615

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今年の鈴鹿医療科学大学白子キャンパス桜並木の一般開放を中止します。
※開放中止に伴い、大学の駐車場は使用できません。

公益信託鈴鹿市 交通遺児育成援助基金 支度金の支給

学校教育課 ☎382-7618 ☎382-9054

対象 市内在住の交通遺児で、小・中学校に入学、または中学校を卒業する方

支給額 小学校入学:5万円、中学校入学:7万円、中学校卒業:10万円

申込み 必要書類を、三井住友信託銀行個人資産受託業務部公益信託グループ(〒105-8574 東京都港区芝3-33-1)

勝速日神社祭礼用山車の修復

文化財課 ☎382-9031 ☎382-9071

宝くじの受託事業収入が財源のコミュニティ助成事業を活用して、白子中町所有の勝速日神社祭礼用山車(市指定有形民俗文化財)の見送り幕・御簾の修復と床板の新調が行われました。

※修復した山車は、4月17日(日)に白子中町内で展示予定(雨天中止)です。



☎ 03-5232-8910)へ

必要書類

- ・基金所定の申請書(各小・中学校または学校教育課)
- ・在学証明書(各小・中学校)
- ・交通事故証明書(警察署)
- ・住民票(戸籍住民課、地区市民センター)

※必要書類は、()内に記載された発行先で入手できます。

※平成28年度以降に初回申請された方で再申請される場合交通事故証明書は不要です。

鈴鹿市公共施設 予約システム運用開始

農林水産課 ☎ 382-9017 ☎ 382-7610
産業政策課 ☎ 382-8698 ☎ 382-0304
防災危機管理課 ☎ 382-9968 ☎ 382-7603
文化振興課 ☎ 382-7619 ☎ 382-9071

4月1日(金)から市内の公共施設で、インターネットによる公共施設予約システムの使用を開始します。これにより、自宅からインターネットで施設の空き状況確認および予約ができるようになります。なお、施設毎に使用回数の制限などのルールがありますので、市ホームページや窓口でご確認ください。

◆対象施設

- 農村環境改善センター(管理課:農林水産課)
多目的ホール、会議室、研修室、和室(A)・(B)、料理実習室
- 労働福祉会館(管理課:産業政策課)
大会議室、中会議室、第1～3会議室、和室
- 河川防災センター(管理課:防災危機管理課)
会議室、小会議室
- イスのサンケイホール鈴鹿(管理課:文化振興課)
ホール、展示室

※スポーツ課および市街地整備課が管理する対象施設については、広報すずか2月20日号3ページをご覧ください。

※重複予約を避けるため、4月以降で既に予約済みの申請については、改めて予約申請を行う必要はありません。

※3月末(4月以降利用分含む)までは、従来どおり、窓口のみで受付を行います。

※三重交通Gスポーツの杜鈴鹿(県営鈴鹿スポーツガーデン)は対象外です。

◆まずは利用者登録を

公共施設予約システムを使用するためには、あらかじめ利用者登録を行う必要があります。利用者登録が完了するまで2・3日程度かかりますので、事前にご登録ください。

利用者登録の流れ

- ①利用者登録申請
- ②市で承認
- ③登録完了
- ④予約可能

鈴鹿市公共施設
予約システム
(☎ <https://p-kashikan.jp/suzuka/index.php>)



※[suzuka_reservation_system@p-kashikan.jp]からのメールを受信できるように設定を行ってください。

若者の就業支援のための 出張相談

産業政策課 ☎ 382-8698 ☎ 382-0304

「若者就業サポートステーション・みえ」が、三重県と連携して出張相談を実施しています。就業に向けたさまざまな支援を行っていますので、

ぜひご相談ください。

対象 49歳までの無業状態の若者とその家族・関係者

とき 毎月第2・4水曜日
各日13時～17時

ところ 市役所本館7階
701ミーティングルーム

内容 職業的自立に向けた支援、キャリア・カウンセラーによる個別面談(予約制・無料)

問合せ 若者就業サポートステーション・みえ(☎ 059-271-9333(平日9時～18時))

※詳しくは、同ステーションホームページ(<http://www.mie-kinfukukyo.or.jp/sapostemie/>)をご覧ください。

シニア向け 無料就労相談会

産業政策課 ☎ 382-8698 ☎ 382-0304

シニアの就労相談会を行います。支援員が個別相談に応じながら就労までのサポートを行いますので、ぜひご相談ください。

※ハローワークの求職活動の実績対象になります。

対象 おおむね55歳以上の方

とき 4月12日(火)10時～16時

ところ 市役所本館7階
702会議室

参加料 無料

申込み 事前に電話で三重県生涯現役促進地域連携協議会(☎ 059-261-6153 土・日曜日、祝日を除く9時～17時 予約制)へ



お知らせ

三重県地域経済復活支援金

産業政策課 ☎382-8698 📠382-0304

令和4年1月のまん延防止等重点措置発出に伴う経済活動の停滞などによる影響により、特に厳しい状況にある県内の中小法人・個人事業者などの事業継続・事業回復を支援するため、県から支援金が給付されます。

対象 次の①と②を満たす中小法人・個人事業者が給付対象です。

①まん延防止等重点措置発出に伴う経済活動の停滞などによる影響を受けた、三重県内に本店または主たる事業所を有する中小法人・個人事業者など

②令和4年1月～3月のいずれかの月の売上が、前年(令和3年)、前々年(令和2年)または前々前年(平成31年)同月と比べて、30%以上減少していること

給付額

①上限額:中小法人など:30万円、個人事業者など:15万円

②算出式:給付額=[(比較年の1月～3月の売上合計)－対象月(※1)の売上×3]－国の事業復活支援金の受給(予定)額×3/5(※2)

※1)令和4年1月～3月のいずれかの月で比較年の同月比で売上が30%以上減少した月

※2)国の事業復活支援金を受給(予定を含む)した場合

申込み 6月15日(水)までに、電子申請または郵送申請で

※詳しくは、三重県地域経済復活支援金ホームページをご覧ください。

問合せ 三重県地域経済復活支援金事務局(☎059-224-2838 9時～17時(土・日曜日、祝日除く))

三重県地域経済復活支援金ホームページ▶



スクミリンゴガイ(ジャンボタニシ)の対策を

農林水産課 ☎382-9017 📠382-7610

近年、市内でスクミリンゴガイの発生・被害報告が増えています。春季は、越冬した個体を他のほ場に広げない、ほ場に侵入させない対策が重要です。適期の防除を行って被害の拡大を抑えましょう。

◆春季の対策方法

○取水口へのネットの設置(入水前)

水路を通過してタニシがほ場に侵入するのを防ぐため、入水前には取水口に5mm以下の網目のネットや金網を取り付けましょう。

○水田の浅水管理(田植え後)
田植え後、稚苗(ちびょう)が成長するまでは、水深が深いほど被害が大きくなります。2・3週間はできるだけ1cm程度の浅水管理をし、活動を低下させましょう。

○親貝と卵塊(らんかい)の除去(湛水期間中)
ほ場で親貝を見かけたときは、可能な範囲で殺処分しましょう。産卵頻度は3～4日に一回程度で、卵塊一つに200～300個の卵がついているため、産卵期になると爆発的に数が増えます。

卵塊を見つけた場合は、産卵直後(鮮やかなピンク色)であれば押しつぶすか、水面に落

とすなどして除去できます。ふ化直前(黒～白っぽい)の卵塊は水中でふ化可能ですので、押しつぶしてください。

※卵には毒性がありますので、除去する際には素手で触らないでください。



不正けしの除去活動にご協力ください

健康福祉政策課

☎382-9012 📠382-7607

三重県では、「県民参加による不正大麻・けしクリーンアップ運動」として、4月から6月にかけて、法律で栽培や所持が禁止されている不正けしなどの除去活動を行っています。不正けしを見かけたり、判断に迷ったりしたときは鈴鹿保健所へご連絡ください。

不正けしの特徴

- ・葉の色はろう質を帯びている白っぽい緑色
- ・葉のつけ根が茎を抱き込んでいる
- ・茎や葉の毛が少ない

問合せ 鈴鹿保健所衛生指導課(☎382-8674)



4月は20歳未満 飲酒防止強調月間

市民税課 ☎ 382-9446 📠 382-7604

20歳未満の方の飲酒は法律で禁止されています。肉体的に大人と同じだから大丈夫と以为っていても、飲酒は成長段階の心身にさまざまな害を与えてしまいます。どうして法律で禁止されているのかを理解して、20歳未満の飲酒はやめましょう。

※詳しくは、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/miseinen/mokuji.htm>) をご覧ください。

※4月1日(金)から民法の成年年齢は18歳に引き下げられますが、お酒に関する年齢制限については20歳のまま維持されますので、ご注意ください。

問合せ

津税務署酒類指導官部門
(☎ 059-228-3136)

文化会館を休館します

文化振興課 ☎ 382-7619 📠 382-9071

施設改修のため、令和4年4月1日(金)から休館します。

なお、再開は令和6年度を予定しています。



催し物

新型コロナウイルス感染症の影響により、中止や延期する場合があります。中止などは、市ホームページでお知らせします。



速報展

～発掘された鈴鹿2021～

考古博物館 ☎ 374-1994 📠 374-0986

📧 kokohakubutsukan@city.suzuka.lg.jp

とき 3月19日(土)～6月19日(日)

※休館日は、毎週月曜日、第3火曜日、祝休日の翌日(4月30日(土)は開館)です。

ところ 考古博物館 特別展示室(国分町224)

観覧料 一般・学生200円、小・中学生100円(常設展共通)

※20人以上の団体は、50円引きになります。

※障がい者の手帳などをお持ちの方とその付き添いの方一人、未就学児、70歳以上の方は無料(窓口で証明できるものの提示が必要です)。

※4月16日(土)・17日(日)、5月22日(日)は、三重県民の日と国際博物館の日を記念して、観覧が無料になります。



富士山1号墳出土 円筒埴輪

◆第1回スライド説明会「磐城山遺跡第14-2・15次、沢城跡第5次」

とき 4月17日(日)13時30分から

ところ 考古博物館 講堂
講師 発掘調査担当者(文化財課職員)

定員 40人(応募者多数の場合は抽選)

聴講料 無料

申込み 4月5日(火)まで(必着)に、講座名・希望者の住所・氏名・電話番号を記入の上、ファクス、往復はがきまたは電子メールで考古

博物館(〒513-0013 国分町224)へ

※往復はがきの場合は、返信の宛名面に代表者の住所・氏名を記入してください。

※1回で二人まで申し込みできます。

高齢者のための剪定講習会

(公社)鈴鹿市シルバー人材センター

☎ 382-6092 📠 382-6093

対象 市内在住で鈴鹿市シルバー人材センターで剪定作業の就業を希望される60歳以上の方

とき 4月20日(水)9時～16時(予備日27日(水)9時～16時)

ところ 鼓ヶ浦公民館(寺家1-11-15)

定員 20人程度

※申し込み多数の場合は、調整します。

受講料 無料(昼食、飲料は各自ご持参ください)

申込み 4月13日(水)までに、電話で(公社)鈴鹿市シルバー人材センターへ



「鈴鹿市植木まつり」の中止

農林水産課 ☎ 382-9017 📠 382-7610

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、4月に開催予定だった第46回鈴鹿市植木まつりが中止になりました。



催し物

音訳奉仕者養成講習会

障がい福祉課 ☎ 382-7626 ☎ 382-7607

視覚に障がいがある方へのボランティア活動を行う音訳奉仕者を養成する講習会です。

対象 次の全てに該当する方

- ・視覚障がい者の福祉に理解と熱意のある方
- ・全7回の講習会に参加できる方
- ・音訳の経験がない方
- ・パソコンの使用ができる方
- ・講習会終了後、ボランティアとして活動意欲のある方

とき

- ① 半日(金曜)コース:5月13日・20日・27日、6月3日・10日・17日・24日10時～12時

- ② 1日(土曜)コース:5月14日・28日、6月11日・25日10時～12時、13時～15時(最終日は10時～12時のみ)

ところ 三重県視覚障害者支援センター 大研修室(津市桜橋2-131 三重県社会福祉会館1階)

定員 各コース25人程度

※申し込み多数の場合は書類で選考します。

受講料 無料(別途テキスト代(880円)が必要)

申込み 4月15日(金)まで(必着)に、申込書類を三重県視覚障害者支援センターへ

※申込書類は、電話で三重県視覚障害者支援センターへ問い合わせるか、ホームページ(<http://www.zc.ztv.ne.jp/mieten/>)

p/)でご確認ください。

問合せ 三重県視覚障害者支援センター(☎059-213-7300 ☎059-228-8425 ☎mieten@zc.ztv.ne.jp)

点訳奉仕者 初級養成講習会

障がい福祉課 ☎ 382-7626 ☎ 382-7607

視覚に障がいがある方へのボランティア活動を行う点訳奉仕者を養成する講習会です。

対象 次の全てに該当する方

- ・視覚障がい者の福祉に理解と熱意のある方
- ・県内に在住する18歳以上の方
- ・全6回の講習会に参加できる方
- ・引き続き奇数週の土曜日に

鈴鹿地域職業訓練センター講座案内(4月募集開始分)

鈴鹿地域職業訓練センター ☎ 387-1900 ☎ 387-1905

申込み 受付開始日の9時から電話で鈴鹿地域職業訓練センターへ

講座	とき	受講料 (教材費・税込)	申込 開始日
フォークリフト運転技能講習 (31時間講習) ※普通自動車免許証をお持ちの方	学科:5月24日(火)8時～17時30分 実技:Iコース5月25日(水)～27日(金) IIコース6月1日(水)～3日(金)8時～17時15分 (最終日は17時45分終了)	2万8,000円	4月 1日(金)
玉掛け技能講習 (5月)	学科:5月9日(月)・10日(火)8時40分～17時 実技:5月11日(水)・12日(木)・13日(金)のいずれか1日を選択 8時40分～17時	1万2,650円	4月 5日(火)
アーク溶接特別教育	5月17日(火)～19日(木)8時30分～17時	9,900円	4月13日(水)
職長教育 ※製造業の職長で、Zoomでの受講が可能な方	5月18日(水)・19日(木)8時40分～16時20分	1万1,880円	4月14日(木)
クレーン運転業務特別教育 (床上操作式:5t未満)	学科:5月25日(水)8時40分～17時 実技:5月26日(木)または27日(金)のどちらか1日を選択 8時40分～17時	1万 505円	4月19日(火)
刈払機取扱作業安全衛生教育	6月1日(水)8時40分～16時20分	8,250円	4月22日(金)
玉掛け技能講習 (6月)	学科:6月6日(月)・7日(火)8時40分～17時 実技:6月8日(水)・9日(木)・10日(金)のいずれか1日を選択 8時40分～17時	1万2,650円	4月25日(月)
職長・安全衛生責任者 能力向上教育 ※職長・安全衛生責任者教育を受講後、概ね5年経過し、Zoomでの受講が可能な方	6月3日(金)8時40分～16時20分	8,780円	4月26日(火)

開催する点訳奉仕者中級養成講習会に参加可能な方
と き 5月21日(土)、6月4日(土)・18日(土)13時~14時、14時~15時

ところ 三重県視覚障害者支援センター(津市桜橋2-131 三重県社会福祉会館1階)

定員 20人

※申し込み多数の場合は書類で選考します。

受講料 無料(別途テキスト代(1,540円)と点字器代(1,980円)が必要)

申込み 4月15日(金)まで(必着)に、申込書類を三重県視覚障害者支援センターへ

※申込書類は、電話で三重県視覚障害者支援センターへ問い合わせるか、ホームページ(<http://www.zc.ztv.ne.jp/mieten/p/>)でご確認ください。

問合せ 三重県視覚障害者支援センター(☎059-213-7300 ☎059-228-8425

☎ mieten@zc.ztv.ne.jp)

危険物取扱者試験と予備講習会

予防課 ☎382-9159 ☎383-1447

◆危険物取扱者試験

と き

○乙種第4類:6月12日(日)、18日(土)

○丙種:6月18日(土)

ところ 鈴鹿地域職業訓練センター(鈴鹿ハイツ1-20)

申込み

○電子申請
4月8日(金)から18日(月)までに、一般財団法人消防試験研究センターのホームページで

○書面申請
4月11日(月)から21日(木)までに、願書に必要事項を記入の上、郵送で一般財団法人消防試験研究センター三重県支部(〒514-0002 津市島崎町314)へ

※願書は、消防本部、中央消防署、

中央消防署各分署、南消防署で入手できます。

◆予備講習会(乙種第4類)

対象 乙種第4類を受験予定の方

と き 5月13日(金)9時~16時

ところ 消防本部4階 多目的室(飯野寺家町217-1)

定員 50人(先着順)

受講料 無料

申込み 3月28日(月)から、直接または電話で予防課(土・日曜日、祝日を除く8時30分~17時15分)へ

テニスアカデミー 無料体験募集中

三重交通Gスポーツの杜鈴鹿

☎392-7071 ☎372-2260

対象 小学生初心者

ところ 庭球場

講師 三村鷹哉さん

問合せ 日程など詳しくは、講師(三村 ☎080-9733-6629)へ

SUZUKA CITY 市民の声

裁判所からの通知

このコーナーでは、インターネットや郵送などにより届けられた皆様のご意見と、それに対する市の回答を紹介します。

Q 裁判所の名前で「訴状」と書かれた手紙が郵便受けに届きました。料金を支払うようにとの内容でしたが、身に覚えがありません。どうしたらよいでしょうか。

A 訴えられた場合など、裁判所からの重要な通知は「特別送達」という特別な郵便で配達されます。「特別送達」は、配達員が宛名人本人に直接渡すことが原則となっています。郵便受けに投げ込まれることはありません。そのため、普通郵便で配達された

封書やハガキなどであれば、裁判所をかたった架空請求の可能性がります。

架空請求か判断できなければ、書面に記された連絡先ではなく、消費生活センターや最高裁判所のホームページに記載されている管轄の裁判所へご相談ください。

○架空請求の相談 鈴鹿亀山消費生活センター(☎375-7611 ☎370-2900)

市政に対するご意見などは、市民対話課へ

〒513-8701 (住所不要) ☎382-9004 ☎382-7660

<https://www.city.suzuka.lg.jp/mail/iken/index.html>